

別表 1 (第 4 条関係)

助成対象経費

区 分	摘 要
① 造成経費	
専門家を招聘する場合の経費	
ルートの企画に際して発生する経費	
ルートの視察に関する経費	
販売前のルート検証に要する経費	
その他諸経費	財団が必要と認めた場合に限る。
② 商品化経費	
ツアー販売に関する広告・宣伝・販路開拓費用	
ツアー時に必要な制作物に関する経費	ルートマップ、ガイドが説明に必要な手控え資料など。
その他諸経費	財団が必要と認めた場合に限る。
③ 事業効果向上経費	
ガイド研修費	
運営のための機器・設備・備品等の購入費	消耗品、日用品類等は除く。
インバウンド対応経費	
その他諸経費	財団が必要と認めた場合に限る。

【助成対象経費に関する注意事項】

- (1) 造成したツアーに直接必要なものに限る。
- (2) 100万円以上の経費については、3社以上の複数業者からの見積書を徴し、適正な価格の業者を選定すること。
- (3) 事業の実施に伴る収入があり、助成を受けることによって収益が生ずる場合は、助成金の額から収益相当額を控除する。

(参考) 助成対象外経費の例

区 分	摘 要
消耗品の購入	事業実施に直接必要なものを除く。
助成事業者の人件費	
ツアー運営委託に係る経費	
施設設備等の維持管理に係る経費	清掃等
金券等購入費	
租税公課	
助成事業に直接必要のない経費	儀礼的経費、振込手数料等